

04. まとめと今後の方向性

自治体様へ

トレーラーハウスは災害時に迅速な住居提供が可能であり、多くの被災者にとって希望となる住環境を提供してきました。令和6年の能登半島地震では発災約1カ月後の2月4日には22台のトレーラーハウスを設置することができました。これは、平時からトレーラーハウスを活用しストックすることができているからにはかなりません。また、「クルマ」でありながら唯一、日本RV・トレーラーハウス協会のトレーラーハウスが「応急仮設住宅」として採用されたのは、寒冷地でも快適な住環境が認められている証です。

我々の目指すのは、全国で異なる法的解釈ではなく、人々の生活を守るための現実的な選択肢を認めていただくことです。

☑ 「ナンバーがないと認めない」という誤解を改めていただきたい。

☑ 「随時かつ任意に移動できる」の解釈を正しい基準で判断していただきたい。

☑ トレーラーハウスの災害時活用を促進するために、平時の活用も促進させていただきたい。

今後の方向性

- ◆ 国が進めようとしている登録制に対して、早期に対応いたします。
- ◆ 国交省による自治体向けガイドラインの策定を要請いたします。
- ◆ トレーラーハウスの適正な活用を広める活動をしてまいります。

最後に

(一社)日本RV・トレーラーハウス協会は、トレーラーハウスを通じて一日でも早く、一人でも多くの被災者の方々のストレス緩和や生活環境の改善を願い、都道府県単位での防災協定も締結しています。その実現のためには、平時のトレーラーハウスの利活用が円滑に行われ、より一層普及が広がることが重要です。

この想いを自治体の皆様にもぜひ受け止めていただき、災害時の迅速な住居提供を共に実現できるよう、正しい知識のもとでトレーラーハウスの設置可否のご判断をお願い申し上げます。



一般社団法人 **日本RV・トレーラーハウス協会**
(旧一般社団法人 日本RV輸入協会)

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル2-227
☎ 03-6841-4058 ✉ info@jrvia.jp
<https://www.jrvia.jp>



トレーラーハウスの 正しい理解と法的根拠

01. はじめに

本資料の目的

昨今、トレーラーハウスの設置基準に関して「ナンバーがなければトレーラーハウスとして認められない」「随時かつ任意に移動できる、とは今すぐ公道で移動できる状態」という誤解が広がっているようです。正しいトレーラーハウス及び正しい設置基準についてご案内申し上げます。

(一社)日本RV・トレーラーハウス協会は、令和6年能登半島地震及びそれ以前から応急仮設住宅等として災害発生時のトレーラーハウス支援を行い、内閣府防災及び国交省住宅局と連携し微力ながら被災者の住宅再建支援に寄与してまいりました。

また、平成30年5月、国土交通省住宅局建築指導課に伺い車検やナンバーを取得する事ではなく、「随時かつ任意に移動できる様に設置する事が重要」と確認しております。よって「トレーラーハウスのナンバーの有無は問わない」との見解も共有しております。

この資料では、トレーラーハウスの正しい法的解釈と実際の活用事例をまとめました。自治体の皆様に適切な判断をしていただく一助になれば幸いです。

お忙しい中大変恐縮ですがご一読いただきますようお願い申し上げます。



一般社団法人 **日本RV・トレーラーハウス協会**
(旧一般社団法人 日本RV輸入協会)

02. 誤解の原因と法的根拠

ナンバー登録不要の法的根拠

トレーラーハウスを移動するためにナンバープレート（車検）を取得する必要はありません。
以下の条文などに基づき、仮ナンバーでの通行が正式に認められています。

建設省通達 住指発第170号 (平成9年3月31日)	「トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて」定めた通達。 「随時かつ任意に移動できるものは、建築基準法第2条第1号の規定する建築物には該当しないものとして取り扱うこと」と明記。
日本建築行政会議編 基準総則2022年	(1) 建築物の定義 車両を利用した工作物 建築物として取り扱うもの3項目と、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの、4項目の該当例を明記。
国土交通省通達 国自技第181号 (改正平成24年12月27日)	トレーラ・ハウスとは、の定義やトレーラ・ハウスの基準緩和の認定を申請することができる自動車の定義が明記。

よくある誤解と正しい情報 (Q&A)

Q: ナンバーがないと「建築物」と判断される?

A: 法的には「随時かつ任意に移動可能」な状態であれば建築物には該当しない。

Q: ナンバー登録なしでは移動できない?

A: 仮ナンバーを取得すれば合法的に公道の運行が可能。

Q: 「随時かつ任意に移動できる」とは?

A: 現状の法的根拠は建設省住指発第170号及び、基準総則・集団規定の適用事例2022年度版のみである。

上記の条件をクリアし「移動したいときに移動できる状態を保持すること」が重要であり、牽引車を常時接続したり臨時運行許可を取得し続けることを意味するわけではない。
また、「平時の有効活用による備蓄→有事支援」の迅速化を目指して、令和7年度から内閣府のトレーラーハウス等登録制度が始まります。用途や長期存置に關する具体的な判断は各自治体様の解釈となりますが、単純に用途・期間で判断されることは災害時の迅速な支援を妨げるものと考えます。

トレーラーハウスの設置基準



【設置条件】

トレーラーハウスは、公道への搬出入が随時かつ任意に行える状態で設置されていることが求められます。



【階段などの付帯設備の条件】

階段やポーチなどの付帯設備は、本体に手を加えることなく、独立して取り外しできる構造である必要があります。



【ライフラインの接続方法】

ライフライン（電気・水道・ガスなど）の接続は、工具を使用せずに着脱できる方法で設置されていることが必要です。



【給排水設備の着脱性】

給排水設備についても、スカットルカバー等を使用し、迅速に着脱できる構造とすることが望まれます。

03. 日本RV・トレーラーハウス協会の取組

日本RV・トレーラーハウス協会の歴史

- 1996 日本RV輸入協会設立
- 1998 建設省「トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて」通達（住指170号）に関与
- 1999 「日本におけるRV産業の将来」セミナー主催（アメリカ大使館商務部共同主催）
- 2000 北海道開発庁委託「移動式臨時災害対策施設の利用導入についての調査・研究」の報告書作成協力
- 2009 協会自主基準「トレーラーハウス登録証」発行開始
- 2011 東日本大震災における被災地自治体への早期復興事業提案・実施
- 2012 国土省自動車局「特殊車両道路通行許可」に関する「基準緩和申請」の通達に関与
- 2016 熊本地震支援：熊本県益城町に「福祉避難所」30台設置。初めて国費による支援を受ける。
- 2018 西日本豪雨支援：倉敷市真備町にトレーラーハウス初の「応急仮設住宅」10台設置
北海道胆振東部地震支援：厚真町11台、安平町7台「被害者敷地内応急仮設住宅」設置
- 2020 「日本RV・トレーラーハウス協会」へ名称変更
- 2021 愛知県岡崎市・豊田市・豊橋市との防災協定締結
長野県庁との防災協定締結
静岡県牧之原市との防災協定締結
群馬県庁との防災協定締結
- 2024 石川県庁との防災協定締結
能登半島地震支援：能登1市3町「応急仮設住宅及び被災者支援のための休憩所・宿泊施設等」52台設置
鳥取県庁との防災協定締結
内閣府の進める登録制度(スペック基準等)の作成に協力

トレーラーハウスの活用事例

能登半島地震での復興支援



東日本台風(19号)長野県での復興支援



北海道胆振東部地震での復興支援



東日本大震災での復興支援



新潟中越沖地震での復興支援



日本RV・トレーラーハウス(旧:日本RV輸入協会)協会の歴史

日本RV・トレーラーハウス協会では、RVの促進と健全な普及を図るべく、米国のRV製造者団体であるRVIA、RPTIAに働きかけ米国大使館を通じ日本政府（内閣府OTO事務局）に「キャンピングカーやトレーラーハウスの輸入の円滑化」を問題提起し、協議を重ねてまいりました。その主な経緯は以下の通りです。

私共日本RV・トレーラーハウス協会では、RV関連の法整備・行政との調整、市場の育成等につき、今後共地道な努力を続けていく所存です。皆様方のご協力とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

- 1996

日本RV輸入協会設立
- 1998

建設省より「トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて」を通達（住指170号）
- 1999

「日本におけるRV産業の将来」セミナー主催（アメリカ大使館商務部共同主催）
- 2000

移動式臨時災害対策施設の利用導入についての調査・研究の報告書作成協力
- 2009

協会自主基準「トレーラーハウス登録証」発行
- 2012

国土省自動車局「特殊車両道路通行許可」に関する「基準緩和申請」のパブリックコメントに関与
- 2016

熊本地震による益城町「福祉避難所」としてトレーラーハウス30台設置。日本初！
- 2018

西日本豪雨における「応急仮設住宅」として日本初トレーラーハウス設置！（岡山県倉敷市10台）
北海道胆振東部地震における「建設型応急仮設住宅戸別設置」として日本初！被災者敷地内トレーラーハウス設置！（安平町7台、厚真町11台）
- 2020

「日本RV・トレーラーハウス協会」へ協会名変更・登記
- 2024

能登半島地震の発生により石川県と防災協定を締結。「応急仮設住宅」や災害支援従事者向けの「休憩所・宿泊施設」として、50台以上のトレーラーハウスを設置。

RVのタイプ分類及び定義

	分 類		定 義	イメージ
自走式RV（エンジン有り）	モーターホーム		特別に設計されたキャンピングカー専用ストリップシャーシの上に製造されたもの	
	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、長期滞在が可能な設備を有し、コーチビルダーによって自走式シャーシの上に製造された車両で日本国内での自動車分類上「8ナンバー」にあたるもの		特別に設計されたキャンピングカー専用キャブ付きシャーシの上に製造されたもの	
			バンシャーシのボディを改造して製造されたもの	
	バンコンバージョン		レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、コーチビルダーによりバンシャーシを改造して製造された車両で、上記「クラスB」以外のもの	
	トラックキャンパー		レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、トラックの荷台に積載できるように製造されたもの	
けん引式RV（エンジン無し）	キャンピングトレーラー	※注 パークトレーラー 「トレーラーハウス」	けん引車の後端部に備えられたけん引装置（ボールヒッチ）によってけん引され、外観が通常の家に類似したもの。但し工場生産型で床面積400スクエアフィート（37.16㎡）を超えるものは含まない	
	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、長期滞在が可能な設備を有し、けん引式シャーシの上に製造された車両	フィフスホイール	けん引車の後部荷台に添えつけられたけん引装置（フィフスホイール）によってけん引されるもの	
		トラベルトレーラー	けん引車の後端部に備えられたけん引うち（ボールヒッチ）によってけん引されるもの	
		フォールディング・キャンピングトレーラー	トレーラーの中で折り畳み式構造を持つキャンピングトレーラーをいう	
	カーゴトレーラー		レクリエーションやキャンピング、旅行のための荷物を積載することを主目的として、けん引式シャーシの上に製造された車両	
	ボートトレーラー		レクリエーションのためのプレジャーボートを積載するための専用の荷台と、固定するための構造や装置を有し、けん引式シャーシの上に製造された車両	



トレーラーハウスの取扱いについて

消費者の安全と利便を第一にして、
健全な日本のRV市場の育成に努めます。



トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて

※ 建設省住指発第170号(平成9年3月31日)より引用

近年、キャンプ場において、トレーラーハウス(車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず牽引車により牽引されるものをいう。以下同じ。)を利用する例が増加しており、その建築基準法上の取扱いについて疑義を生じている向きもあるため、今般、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。
なお、貴管下特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

トレーラーハウスのうち、規模(床面積、高さ、階数等)、形態、設置状況(給排水、ガス、電気の供給又は冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうかなど)等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築基準法第2条第1号の規定する建築物には該当しないものとして取り扱うこと。

※ 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例2022年度版(一般財団法人建築行政情報センター発行P016)より引用

【解 説】

■「随時かつ任意に移動できるとは認められないもの」の該当例は、以下のとおりである。

- 車輪が取り外されているもの又は車輪は取り付けであるがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。
- 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの(支持構造体を取り外すためにはその一部を工具を使用しなければ取り外しができない場合等)。
- トレーラーハウス等の敷地内に、トレーラーハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造(勾配、幅員、路盤等)の連続した通路がないもの。
- トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの。

■ 臨時運行許可(仮ナンバー)や特殊車両通行許可等を受けたことだけでは、「随時かつ任意に移動できるもの」との判断はできない。

■ 建築物に該当するかどうかは、規模(床面積、高さ、階数等)、形態(屋根を有するか等)、設置状況、又は用途上、長期間存置されるか等から総合的に判断する必要がある。

参考

- トレーラーハウスに関する建築基準法の取扱いについて(昭和62年12月1日住指発第419号)
- トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて(平成9年3月31日住指発第170号)

国交省自動車局より

「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号)別添 基準緩和自動車の認定要領の一部改正

※ 国自技第181号(平成24年12月27日)より引用

- 第3 基準緩和の認定を申請をすることができる自動車
(21) トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に安置(展示、メンテナンス含む。)して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの

【当協会からの補足事項】

トレーラーハウスとは、架台(シャーシ)部と上物居室部が一体化されており切り離すことのできない構造物となっていること。
さらに、トレーラーハウスの大小に関係なく車検、ナンバー取得の義務はない。
ナンバー取得の場合、保安基準第2条の制限内のサイズのものについてはナンバー取得も可能であるが、架台と上物居室部の一体構造物とすべきである。その場合継続車検は必須である。
また、「随時かつ任意に移動できるもの」とは、基準総則P.16【解説】の4項目の条件を満たし「移動したいときに移動ができる状態を担保をすること」で臨時運行許可を取得し続けることではない。

よくあるQ&A掲載



↑詳しくはHPにて

※トレーラーハウスとは、裏表紙「RVのタイプ分類及び定義のパークトレーラー」の意味

トレーラーハウスの設置

ライフラインの接続例

特殊な工具を使わず、ワンタッチで取外し可能なこと。

① 給排水接続の場合

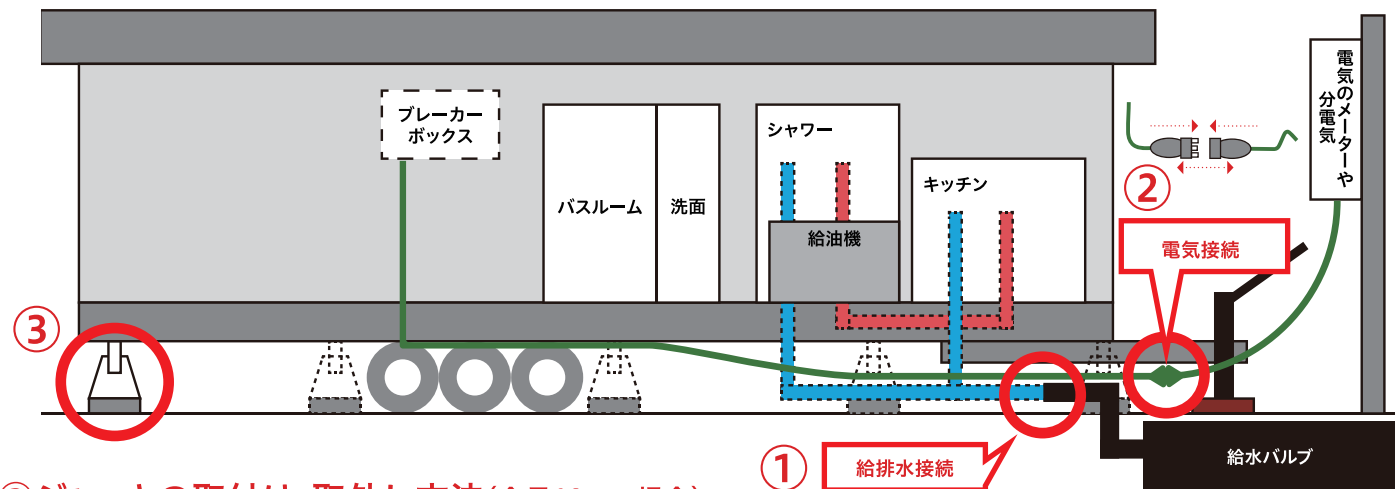


通常の住宅設備同様の給排水接続方法です。但し、随時かつ任意に移動可能な状態にするため、レバーロックカプラ等のワンタッチ式の器具で接続する。

② 電気接続の場合



電柱から直接引き込むことはせず、ハウス近くに仮設ポールを立てメーターボックスを取り付けた上、ワンタッチ式防水用カプラ等で接続する。



③ ジャッキの取付け・取外し方法(全長10mの場合)

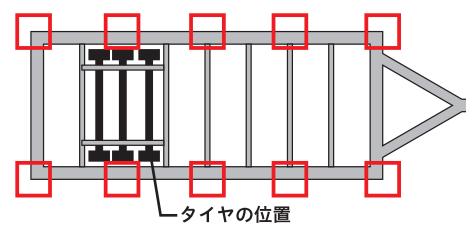
設置：三角ジャッキによる設置と水平レベル調整

1. トレーラーハウス下、及びジャッキの土地下は良く転圧し沈まないようにする。
2. 良く転圧された地面に三角ジャッキ等によりフレームを下から支える。
3. レベル調整はジャッキの上部を上下させて調節する(油圧ジャッキ等を使うと容易)
4. 長手方向(10m)フレームに5箇所以上(2m間隔1基程度)の三角ジャッキを使用(全長10mトレーラー1台当たり10基以上)にて設置する。

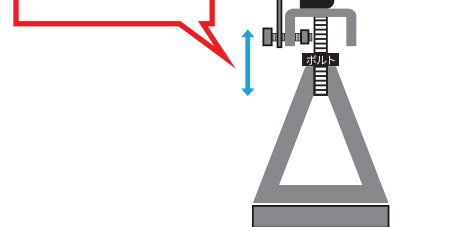
搬出：三角ジャッキをとり外し移動する(緊急時)

1. 三角ジャッキの頭部分を下げジャッキを外す。
(油圧ジャッキ等によりシャーシを上下すると早い)
2. 同様に各所の三角ジャッキを外す。
3. 平板ブロック等の移動の邪魔にならない場所に移す。
※油圧ジャッキを利用する場合 三角ジャッキを外し油圧ジャッキを下げるとトレーラーハウス本体が傾きますので、周囲の安全を確認すること。

10m の場合ジャッキ位置一例



20cm程度上下可能



トレーラーハウスの活用例

※フェンス等は簡単に取り外し可能。デッキは移動に支障の無い様に設置されている。



事務所・社宅

サイズや内装のアレンジにより、様々な業種の方に納得価格での開業に活用。テナント開業の制約からも解消。



店舗

早期開業できイニシャルコストも抑え、テナントなどの原状回復も不要で売却も可能。ガス・電気・水道も接続できます。



医療・看護・スポーツ施設

医療・看護や調剤薬局の専門施設や控え室。スポーツ施設、クラブハウス等にも対応可能。



災害への対応・備え

通常は事務所・備蓄倉庫に利用しながら、災害時は緊急避難所や仮設住居としても被災地に移設可。弊協会は実績多数。